

令和4年9月八峰町議会定例会会議録（第3日）

令和4年9月16日（金曜日）

議事日程第3号

令和4年9月16日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 日程の追加について
- 第3 議案第56号 八峰町巡回バス条例制定について
- 第4 議案第57号 八峰町デマンド型乗合有償運送条例制定について
- 第5 議案第58号 令和4年度八峰町一般会計補正予算（第5号）
- 第6 議案第66号 令和3年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第7 議案第67号 令和3年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8 議案第68号 令和3年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9 議案第69号 令和3年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第70号 令和3年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第71号 令和3年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第72号 令和3年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第73号 令和3年度八峰町簡易水道事業会計決算認定について
- 第14 議案第74号 令和3年度八峰町下水道事業会計決算認定について
- 第15 議案第77号 工事請負契約の締結について
- 第16 発議第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出について
- 第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について
- 第18 常任委員会の閉会中の所掌事務の調査について

出席議員（12人）

1番 笠原吉範

2番 伊藤一八

3番 奈良聡子

4番 芦崎達美	5番 水木壽保	6番 菊地 薫
7番 腰山良悦	8番 見上政子	9番 須藤正人
10番 門脇直樹	11番 山本優人	12番 皆川鉄也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	森田 新一郎	副 町 長	日 沼 一 之
教 育 長	川 尻 茂 樹	総務課長兼 新型コロナウイルス 総合対策室長	和 平 勇 人
税務会計課長	成 田 拓 也	企画財政課長	高 杉 泰 治
福祉保健課長	石 上 義 久	教 育 次 長	山 本 節 雄
学校教育課長	山 内 章	産業振興課長	山 本 望
農林振興課長	浅 田 善 孝	建 設 課 長	石 嶋 勝比古
農業委員会事務局長	工 藤 善 美	生涯学習課長	今 井 利 宏
あきた白神体験センター所長	菊 地 俊 平	防災まちづくり室長	内 山 直 光
福祉保健課副課長兼 新型コロナウイルスワクチン 接種対策室長	若 狹 正 和	福祉保健課副課長	成 田 公 誠
農林振興課副課長	堀 内 和 人		

議会事務局職員出席者

議会事務局 長	佐々木 高	議会事務局庶務係長	須藤 佳奈子
---------	-------	-----------	--------

午前10時00分 開 議

○議長（皆川鉄也君） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、7番腰山良悦君、8番見上政子さん、9番須藤正人君の3名を指名します。

日程第2、日程の追加についてを議題とします。

議案第77号の追加提案につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員長より報告願います。水木議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（水木壽保君） おはようございます。議会運営委員会の委員長の水木でございます。

ご報告いたします。

当委員会では、9月14日、議長同席のもと、議会運営委員会を開催し、議案第77号、追加件案について協議いたしました。

その結果、議案第77号を本日の日程に追加し議題とすることに決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。委員長報告のとおり、議案第77号を日程に追加し議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号を日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

日程第3、議案第56号、八峰町巡回バス条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。10番門脇直樹さん。

○10番（門脇直樹君） この巡回バスについてであります。旧八森当時からこの巡回バスに関しては一般質問で私が何度も取り上げている事業であります。大変思い入れのある事業であります。前町長は、この事業に対してあまり積極的ではありませんでしたが、現森田町長は、大変この事業を立ち上げるに関して積極的に関わっていただきました。そうした中、この事業に対する思い入れを先日の全協でも議論いたしました。今一度、森田町長から説明をいただきたく、体調の許す範囲で答弁をお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの10番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 本当にありがとうございます。私からは、長い時間をかけて皆さんに一つ一つ説明してきたことをもう一度思い出していただきたい。ここの部分を中心にお話ししたいと思います。

まず巡回バスですけど、何のためにこの新しい地域公共システムを作ろうとしたのか。これは、免許を返納したりして運転免許がなくなる人が増える。でも、八峰町内に住んでる人方は、運転免許証がなくても能代市内の病院とか、それから能代市内での買い物とか、そういうことをできるようにしなければならない、そういうふうな思いからこのシステムをスタートしてます。そして途中で、一般質問の中で、地域、まあ八峰町の中

の移動を含めてシステムを検討すべきというふうな意見もありましたが、それでもなくとも複雑で難しいシステム。それに新しい難しい要素を加味すれば、できるものもできなくなるということで、あくまでも能代市内までの通院、買い物、これに的を絞った形でこのシステムの骨格を作っています。したがって、町内移動の部分は一切考えていない、そういうシステムであります。

最初に、思い出してください。全てのコースの、どうすれば全て集落が納得できるコースになるのか。6コースで始まりましたが、5コースに絞り込むことができました。次に何をしたか。8時半まで能代厚生医療センターに着かなきゃいけない。その着くためにどうすればいいかと。各コースごと、5コースごとに、ポンポコ山に集結する本数どうするか、時間をどうするか、そして帰りはどうするか、そういう部分を時刻表を付けて説明してここまで来たというふうに思っています。

参考までに、皆さんにその際の時刻表をタブレットに入れてありますので見ていただきたいと思います。ここの部分で、どのようにすれば巡回バスで、例えば全協で出ましたポンポコ山の直売所、それから峰浜地域の薬局、どういうふうな時間帯の巡回バスを使っていけばそれが可能になるのか。おらほの館の部分については、それ見ていただければ9時40分のバスで来て買い物をして、帰るバスは12時45分しかありません。せば、トマト、なす、キュウリ、そういうものを買いにきた時には3時間も待ちますかって。私、もしそれが簡単に行き来できる根拠だとすれば、これは私の常識と違うので、議員の皆さんには適切に判断していただきたいと思います。

それから、峰浜地域の薬局の話、ここはもっと複雑です。それで、ここについても説明すればきりがないので、ここについて皆さんその巡回バスの時刻表を使って、どうすれば巡回バスで行き来できるのかということを見ていただきたい。併せて、その峰浜地域の薬局をここまで育て上げた会長なんですけど、私の中学校時代のクラブの1年先輩ですからツーカーでいろんな話をできますから聞いてみました。そしたら、巡回バスの話をしましたら、向こうから、いや、新聞見たと。けども、峰浜地域の一部住民が地域内の薬局まで行く時って言葉があるんですが、こういうケースはないそうです。ほとんどが峰浜診療所の患者さんが中心で、この人方は峰浜診療所で送迎バスありますから巡回バスに乗りません。じゃあ巡回バスを利用して薬局さ来る人いるんですかって聞いたら、それはありますって。どういう人方ですかってったら、能代市内の病院から薬局に処方箋がファックスしてきて、その人方が最寄りの沢目駅さ降りて薬局で薬を受け

取って、歩いて自宅に帰れる人、まあ駅前、三ツ森、カッチキ台、水沢の下中、そのくらいだと思いますけども、そういうお話をしてました。そういう簡単に行き来できない、そういう巡回バスで行き来できない、これは当たり前なんです。町内移動のことは全く考えてないシステムなので、そういう行き来できないって部分について皆さんから賢明なご判断をいただきたいと思います。

それで、ある議員から、みんなが満足する料金体系は無理だと。そのとおりなんです。というのは、新しいシステムになることによって、岩館駅前の人は450円安くなるけど、沼田の人は140円高くなります。そうすると約600円の不公平がある。この不公平がある中で料金体系をどうするかと、そういう問題を我々考えて、で、議会がよくても、あるいは地域公共交通会議がよくても、住民が駄目出しすればこの事業はぼしゃってしまいます。だから私は、ある程度の、この600円の不公平がある中で住民がどういうふうになれば納得していただけるのか。そのために考えました。そのために料金設定をどうするかって考えました。それは、前の岩館線、大久保線で払ってるバス料金よりも全員安くしなければ納得してもらえないだろうと。そういう部分を詰めて提案したものであります。

我々とすれば、不退転の覚悟で、これしかないという形で提案した条例案でありますので、そういう部分で賢明なご判断をいただきたいと思います。今までいろんなことを時間をかけて説明してきました。それは、この事業を何としても実現しなければいけない。この事業とデマンド交通、この2つを組み合わせれば、10年後、20年後まで免許がなくてもやっていけると。これは国の方からもお墨付きいただいております。全国でも例がないそういうシステムだと。さらに警察からもお褒めの言葉をいただきました。高齢者が運転するばかりじゃなくて、プロが運転する仕組みを作っていただいております。ありがとうございました。交通事故の心配もなく、非常に警察としてもありがたいというふうな意見をいただいております。

もう一度申し上げます。これまで説明してきたことをもう一度思い出していただきながら、簡単に巡回バスだけで往復できないと、そういう部分を、まあ可能性ないわけではないですよ。3時間待つとか2時間半待つとか可能性ないわけではないですけども、そういう部分が果たして現実的なものかどうか。そういう部分を議員の皆さんに適切にご判断いただきながら、まあこれからの議案審議、議案採決、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） ただいま森田町長から縷々説明いただきましたが、それでもなおかつ運行した後で不具合が見つかった、料金体系、時間構成、運行コース、これらで不具合が見つかった場合は、また変更することもやぶさかでないというふうに受け取ってよろしいですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの10番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 全てのシステム、新しいシステムは全部そうなんですけど、初めから完璧なシステムはありません。動かしながら、住民が納得いけるように、住民が満足できるようなそういう巡回バスにしていく努力は、これは必ず必要ですので、時代が変わってどういう状況になっていくかも、それにも合わせていかなきゃいけない。これは、今はこの形でスタートして、不具合があれば一つ一つ改善しながら、あくまでも住民が快適に、あるいは納得できるようなそういう巡回バスに育てていかないと、10年後、20年後までは続いていかないとしますので、そのとおりであります。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 町長から今までの経緯と巡回バスに対する思い、それは聞きました。巡回バスそのものを否定しているわけではないです。むしろ歓迎してます。大いにやってほしいと。あのぐらいのルート作りも大変だったろうと思いますし、是非この運行体系ができて本格運行してもらえればいいなというふうに思っております。

ただ、その中でですね無料区間というものの設定があるということではですね、私はやっぱりおかしいと言わざるを得ないわけですよ。全町民が同じ料金で町内も巡回できるという建前でいくべきものではないのかなと、私は思うわけですね。仮に、今、一部の地域の人が料金若干高くなるというふうな不満があったとしたら、その時初めて、いや、じゃあもう少し不満あるその地域の人については後で還元してやる、戻すというふうな方法の方がベターだと思うわけですよ。最初から無料であれば、今度取るといった時に必ず不満が出るわけですよ。それよりは、町民、このシステム、新しい交通システムを一体にして維持するというふうな思いで、このシステムというものを運行するべきだと私は思うわけです。後から、もし不満が出て、どうしても無料区間の地域の人方に取るということ、町長は取るということを宣言できるんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 無料区間の話をしましたけど、説明して不満が出れば直せばいいんでねえがと。私はね、そういう部分の認識はがっかりです。皆さんは、皆さんに私どもが条例案、予算案を提案する際には、これしかない、いろんな問題を抱えた時にこれしかない、そういう不退転の部分で提案しているつもりであります。簡単に駄目だば直せばいいんでねえが、そういう軽い気持ちで予算案を出して、条例案とか出してるわけではありません。その部分はもしそういう形で議員の皆さんに審議をお願いするっていうのは、私どもの議員の皆さんに対する大変な失礼なことになりますから、まあそういう意味で私どもは、ゼロ円ゾーン、100円ゾーン、その部分があったとしても、もともと600円の不公平があると、その前提の中で住民の皆さんに納得できるような仕組みをやるにはこれしかない、そういう思いで提案していますので、そういう思いをベースにして、先ほど以来、一律100円にする部分の弊害、その部分についてはできないので、基本的に、現実的なコースで簡単にできないそういう運行時間の形になります。それで、後で余計な部分はお金戻してやればいいんでねえがって。新しいシステムはねシンプル・イズ・ザ・ベストなんですよ。そうやって誰がどういうふうにして返してやるんですか。その手間暇を考えたら、そういう部分はやっぱり私とすればシンプル・イズ・ベストのスタート、そういうシステムにしたい、そういう思いであります。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 今、修正しないと切り切りましたよね。それで間違いないですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私どもは修正するという前提で条例案出してるわけじゃないので、これがベストだと思って出していますので、今の時点で修正するっていう考えは毛頭ありません。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） まあもうこれは水掛論で意見が平行線になるので、私はやめますけども、もう一点だけ確認したいと思います。

未就学児は無料としてますけども、これ中学生以下では駄目なんですか。このにぎわいを取り戻す。町の中で子供らがバスに乗って遠足、親と共に一緒に移動するというふ

うな方法だって、私はにぎわいを喚起する一つの方法だと思うんですよ。こういうことも一つも考えない。それも、これは今回も私、修正案として出してます。これも駄目だということなんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） まあ現実的に中学生以下といった場合にどこまで含めるかという部分なれば、未就学児も含まれるはずなんですけど、普通、中学生以下といった場合に小学生とかそこまでの部分で止まる人もいるんで、より分かりやすくするために入れた言葉でありますから、ここの部分については入れておいても問題はない、差し障りない部分だと思いますので、このままの形でご審議いただければというふうに思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） ここまでこぎ着けたことは、本当に企画課の努力には敬意を表したいと思います。綿密な計画を組んでもらって、それでいろんなその要望、私どもも細かい要望をたくさん出しましたけれども、この要望も取り上げてもらって、これは大変本当に皆さんの努力が実ったと思うんです。

ただですね、やはり料金に、この料金無料化ということはちょっと私もちょっと知りませんでしたので、土壇場になって最後の最後のところで料金が無料になるということで、やっぱり料金、乗る人に料金の差をつけるということはよくないと思います。このことがいろいろ出てから私のところに何度か電話来て、今日の朝も電話来ました。乗ってる人たちがやはり料金に差をつけるのはおかしいと言ってるって。で、降りる時に払う人と払わない人がいるっていうことは、これはやはり乗ってる人の場合、いろいろ考えてこうなったんでしょうけども、乗ってる人の立場からすれば、やはり料金に差をつけるのはよくない。町の巡回バスですので、もうどこに行っても100円、どこに行っても100円なんだっていうことを、やはりこれはしっかりメッセージしてもらいたいと思います。

そして沢目地区の人もですね、250、回数券が出ますので、回数券1回が、25回乗って2,000円ですので1回80円になるんですよ。で、わ、100円かがらねしていったっていうふうな、そういうふうな話もあります。で、ほとんど毎日、1週間に3回くらいとか4回乗ってる人は、もう回数券買うのを楽しみに、すぐ買うんだっていうふうなことも言ってます。で、回数券買うと80円ですので、これは皆さん平等に降りる時に回数券を払ったり、現金払ったり。で、何にも払わないですって行く人も見ると、えっ、あ

の人何なんだっていうことで、やはりそこら辺は乗ってる人たちの立場を考えた場合に、これは料金に差をつけるべきではない、このように私は思います。答弁ありましたら。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 冒頭にもお話ししましたが、この事業そのものが料金部分に差がある。一番高いのは岩館駅前から能代駅前までの人方が一番高い。そして当然近い沼田の人方が一番安い。その部分の不公平も外に置いて、そこの部分でそういう状況を説明しなきゃいけないんですけど、そういう状況を説明した上で、どういう状況にすれば住民の皆さんが納得いけるかと。それは全ての住民の皆さんが、いわゆる前の岩館線、大久保岱線を利用して能代駅前まで行くよりも安くなる。この部分が全てだというふうに思いました。100円ゾーン、ゼロ円ゾーンはありますけれども、そこだけ切り取れば確かに皆さんの論もそういう論もなるかもしれないけど、もともとが不公平っていう状況の中で、どうすれば住民の皆さんに納得いただけるのか。議会がよくても地域公共交通会議がよくても、住民の皆さんがそれだけ駄目だって言った瞬間、3年もかけてやってきたやつが、まあ準備期間入れれば4年もかけてやってきたやつがパーになるんですよ。何としてもやるためには、いささかも住民の皆さんに不平不満をもたれないように細心の注意を払って一つずつ階段を積み上げて皆さんのご承認いただきながらここまで来たんでありますから、そこの部分についての町の考え方もご理解いただければというふうに思います。

○議長（皆川鉄也君） 日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 今までの議論の中で一つだけ付け加えさせてください。

先ほどから町長も何回も答弁いたしていますように、まず基本は、やはり巡回バスにはなってますけども、能代なんですね。このことを考えてください。実際、最初のアンケートでは、やはりもう9割近く、ほとんどが能代行きだと。そして実際、試行運転3回やっています。こういう中で実際の動き、これも2コース、これだけが9割割ってますけども、3コースは99%以上が能代までなんですね。この交通体系を考えた今回の制度でございます。ですから、先ほどから何遍も町長が一生懸命答弁いたしましるように、沼田からポンポコ山ですね、道の駅から能代までの料金プラスいくらなんです。これが今までより高ければ、やっぱりまずいと。これ基本的に利便性が1、そして今までより高くない、これが2つ目の基本です。この料金体系が今、無料区間と今までより高くなる区間、これがまず無料と。そうでない部分は、今までよりは安いんですけど

も負担していただくと。この考え方が今の条例案であり、料金体系です。このことをもう一度お考えいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11番議員、いやいや、3回質問終わってますので。

○11番（山本優人君） 最後にします。議長が許せばできますが。

○議長（皆川鉄也君） 認めません。

○11番（山本優人君） 許さない。

○議長（皆川鉄也君） 認めません。

○11番（山本優人君） はい。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 本件については、11番山本優人君から修正案が提出されておりますので、本件と併せて議題とします。

修正案の説明を求めます。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 朗読するという形で提案の理由を説明したいと思います。

このたび巡回バスの試験運行期間を経て、本運行に際し、町民が交通空白区域をなくし、町民の移動が距離を問わず一律の低料金の設定で、町内移動はもちろん、能代市にも往復できる環境が整い、高齢により免許を返納しても安全に可能になるほか、利便性の高まるものとして大いに利用してもらうことを期待していました。しかし、この料金体系では、料金を支払う町民と支払わない町民が生じ、同じバスに乗車している町民同士に不公平感が生まれることは必然であると考えます。

町は、町民の利便性向上のため、秋北バスから巡回バスに切り替えた時点で、恒久的に運行するため、全ての町民が等しく利便性を与え、等しい新ルールで負担を求めるべきだと私は思います。

今回、道の駅から能代バスステーションまでの料金350円のバス料金に、その間の回数券購入した場合に町が負担して半額の175円にしている。その料金に100円を加算すると、現状半額の料金を超える275円となるため、道の駅から近い外林、沖の台以南の利用者は無料とする内容であるが、仮に料金比較するのであれば、本来の秋北バス運賃350円との比較をもとに比べるべきで、その比較では75円低くなり、道の駅近郊、外林、

沖の台の利用者の経済負担は多くはならないのであります。無料地域をなくすることで、能代までの全ての使用者が275円で利用でき、また、町内移動は距離に関係なく100円で乗下車できる。正にバス利用する町民全て同じ料金となることから、町が町民のため自主運行するための環境が整うものと確信いたします。さらに、子育て家庭の経済的負担の軽減と子どもの巡回バス利用による町の活性化が図られると。

よって、本修正案を提案するものであります。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午前10時33分 休 憩

.....

午前10時33分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 再開いたします。

ただいまの修正案について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。事前に確認いたしますが、ここでの討論は、ただいま提出された修正案と八峰町提出の議案第56号の原案、両方の討論となります。そして、討論終了後、修正案、原案の順で採決を行います。

それでは、討論ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 修正案に対して反対討論をいたします。そして、本議案に対する賛成討論でもあります。

交通公共会議、これが開催されて、それで決定したものを陸運局に提出して許可をいただいております。そしてその後に全員協議会が開催されました。私は、交通公共会議で決定したことを、その後すぐに議会に提出をして議会の意見をもらった後に陸運局に届け出るというのが、私は正常な町のやり方ではないかな。まあ交通公共会議が法定協議会だということで、これが議会の決定よりももっと重いものだというふうに勘違いされたのかどうか分かりませんが、議会の決定がないと、いくら法定協議会で決定されてもそれが覆される、これはもう常識でありますから皆さんも分かっていたと思います。それがなぜできなかったのか。

昨年、私は年度予算で、役場、旧八森役場庁舎を若者の無料分譲住宅にしたいと、その関連予算が出てました。それに対して修正案を提出いたしました。5人の議員がそれ

に賛同いたしました。それは、町当局の説明が議員に対してなかった。すぐさま年度予算に入った。本会議が終わった後に町長は、これからは議員の皆さんと十分に議論した上でいろんな問題を解決していきたいと、陳謝しておりました。そして今回もまた同じようなやり方で進んでいった。それで議員の方からですね、こういうふうに修正案が出されるということになった。だから手法、この議会と当局のその関係、それをもっとですね密にして、そして思い切った議論を重ねてですね進んでいく。私はこれをお願いしたいというふうに思います。

まあ体調の悪い中、町長がこうして説明を、自分の思いを、町長の思いを語ってくれました。賛同したいと。

よって、この本案について賛成をしたいというふうに思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 私は、山本議員の提出した修正案に賛成の立場から討論いたします。

私はこの事業には賛成ですが、この料金に差があるということについて反対であります。

まず全町どの区間で乗り降りしても一律に100円を負担とした場合、今まで回数券と補助事業の半額助成を受けて秋北バス一本で能代に行っていた時よりも高くなる区間については無料、それ以外の区域については100円の負担とする案が当局より示されました。この案は一見公平そうに見えますが、同じ町に住んでいながら能代市から遠い場所に住んでいる住民は利用料を負担し、近い場所の住民は負担しない。また、限られた区間とはいえ、当局が示した赤枠内の移動は無料、枠外の移動においては、たとえ1区間の乗車であっても有料という不公平な事態が発生することになり、枠外の住民の不満が高まるのは必至と思われます。これに対し、当局はどのように説明し、住民の理解を得るつもりでしょうか。受益者負担の原則に照らし合わせ、また、担税能力に配慮した施策ではないなどを勘案するならば、一見公平そうに見えて実は非常に不公平な案であると言わざるを得ません。せつかく時間をかけて試行運転をしてきた事業が最初からつまづくことがないように、今一度利用料の負担について議会との再協議を望みます。

以上のことから、この修正動議に賛成いたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第56号について採決を行います。

はじめに、山本優人君の提出した修正案について採決いたします。この採決は起立で行います。修正案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立少数です。したがって、修正案は否決されました。

次に、議案第56号原案を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第57号、八峰町デマンド型乗合有償運送条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

本件については、8番見上政子さんから修正案が提出されておりますので、本件と併せて議題とします。

修正案の説明を求めます。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 修正案に対する理由を申し述べたいと思います。

利用料は、利用者が平等に支払うべきです。同乗者の中でマイナンバーカードを持っている人、いない人で料金に差があってははいけません。マイナンバーカードは強制ではなく任意ですので、個人的な理由でどうしても持ちたくない人は、生活上、マイナンバーカードを必要ではないので取得しない人もいます。特にデマンド型有償運送、タクシーを利用したいと思う高齢者は、巡回バスの利用よりもハードルが高い層の方々だと思います。足腰、手足が思うように動かない高齢者がマイナンバーカードを運転手に見せたり、持ち歩くことは、紛失する可能性が高くなります。万が一紛失すると、顔認証があるから大丈夫ではなく、資産状況、金融機関、年金、病歴、買い物等、たくさんの情報が埋め込まれているチップが巧みに盗まれてしまいます。ローソンでキャッシュカードやマイナンバーカードで車購入を手続きをしたら、知らないうちに口座から千円

単位で3回、だんだん金額が大きくなって行って引き抜かれていることに驚いたという話が身近にあります。クレジット会社から損失を転嫁してもらったが、クレジット会社では特にローソンが危ないという話であったと言います。私もよく免許証やキャッシュカードを紛失して周りに迷惑をかけることがあります。マイナンバーカードはそのようなものではありません。それより特に高齢者は持ち歩かないようにという注意を促すことが必要ではないでしょうか。国、県は、地方にマイナンバーカードを増やさないとペナルティーをかけるという脅しをしています。その地方が今度は交通弱者に300円の料金に上乗せしてマイナンバーカードを持っていないと100円上げる、こういうふうな意味にとらわれてしまいます。これは本当に弱い者いじめです。せっかく長年の皆さんの努力、ここまでデマンド制度ができました。これを気持ちよく利用してもらい、誰でもみんな300円、どこへ行っても300円を合い言葉になったら、高齢者も笑顔になります。

以上の制度をより充実させるためにも、この修正案に私は提出させてもらいました。どうかよろしく願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの修正案について質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。事前に確認いたしますが、ここでの討論は、ただいま提出された修正案と八峰町提出の議案第57号原案、両方の討論となります。そして、討論終了後、修正案、原案の順で採決を行います。

それでは、討論ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 修正案について反対討論を行います。また、本案について賛成討論であります。

先ほど町長が、この事業をスタートしてから、もしどうしても住民の声によって修正していかなければならない場合には、それは考えていくのもやぶさかでないというような答弁がありました。これは私もこういうことであればですね、この本案は私は大いに賛成をしたいと。とにかくこの事業をですね10月1日からスタートして、そしてどうしても不備な点があったらそれは直していくということではないかというふうに思っております。

修正案について反対をしたい。そして、本案については賛成をしたいというふうに思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第57号について採決を行います。

はじめに、見上政子さん提出の修正案について採決します。この採決は起立で行います。修正案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立少数です。したがって、修正案は否決されました。

次に、議案第57号原案を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第58号、令和4年度八峰町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これより議案第58号のうち、八峰町巡回バス条例及び八峰町デマンド型乗合有償運送条例に関連する予算の質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本日の議事日程のうち、9月5日の本会議において決算特別委員会に付託となっておりました、日程第6、議案第66号、令和3年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第14、議案第74号、令和3年度八峰町下水道事業会計決算認

定についてまでの議事につきましては、決算特別委員会委員長の報告の後、適時、八峰町議会会議規則第43条及び44条の規定を運用しながら進行してまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認め、お諮りのとおり議事を進行してまいりますので、よろしく願いをいたします。

これより令和3年度八峰町一般会計・各特別会計歳入歳出決算、簡易水道事業会計及び下水道事業会計決算の審査結果について、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

6番菊地決算特別委員会委員長。

○決算特別委員会委員長(菊地 薫君) ご報告いたします。

9月5日の本会議において決算特別委員会に付託となっておりました、令和3年度八峰町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに簡易水道事業会計及び下水道事業会計決算認定に係る審査経過と結果についてご報告いたします。

これら付託議案につきましては、決算特別委員会分科会及び全体会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、議案第66号、令和3年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第67号、令和3年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、議案第68号、令和3年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、議案第69号、令和3年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第70号、令和3年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定については賛成多数で、議案第71号、令和3年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第72号、令和3年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について、議案第73号、令和3年度八峰町簡易水道事業会計決算認定について、議案第74号、令和3年度八峰町下水道事業会計決算認定については全員賛成で、それぞれ認定するものと決しましたのでご報告いたします。

なお、令和3年度決算に関する付帯意見を文書にて提出いたします。

以上であります。

○議長(皆川鉄也君) 暫時休憩いたします。11時より再開いたします。

午前10時54分 休 憩

午前 11 時 00 分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に遡り会議を再開いたします。

日程第 6、議案第 66 号、令和 3 年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8 番見上政子さん。

○8 番（見上政子さん） この一般会計に私は反対の討論をいたします。

令和 3 年度の財政調整基金は、前年よりも 3 億 2,643 万 7,000 円多い 31 億 7,292 万 6,000 円になっています。収入済みの決算総額の 48.5%、5 割近いため込みになっています。町民が必要としていることや、こうあってほしいと望んでいることに還元されるべきではないでしょうか。

例えば、山村広場が宝の持ち腐れになっています。桜が終われば町民の憩いの場は終わってしまいます。子どもの遊び場がない。テニスコート、グランドゴルフなどスポーツもできない。あまりにも寂しい公園となっています。このような声が多く聞かれます。クマの出る山村広場だけの名を残してはいけません。子育てと支援として学校給食半額助成になっているが、3 月議会でも取り上げましたけれども、全児童の無料化を目指し、第 2 子、第 3 子への助成を増やすべきです。国保税の均等割が赤ちゃんから高校生までの負担が後期高齢者医療保険支援金が含まれて 3 万円あまりの負担になっています。これを子育て支援の立場で一般会計から補助すべきです。以上、基金の取り崩しをしても 1 割もかかりません。

次に、職員雇用の問題です。障がい者雇用がパートタイムで 1 人採用されましたが、これは 0.5 と換算すると法定雇用率 2.5% には到底及びません。障がい者がフルタイムで働くことは大変なストレスになります。A 型就労支援のように 4 時間前後の労働で援護できる人が配慮して働ける、こういう環境を作っていかなければならないと思います。民間に遅れることなく、人数を増やす必要があります。また、女性の管理職が生まれません。育成するための施策が必要です。介護休暇、育児休暇、子どもの看護休暇を保障し女性が働き続けることは、今後の住民サービスの幅が広がります。

以上、あまりにも多い財政調整基金をより町民に還元される施策がありませんので、反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものであります。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第66号は原案のとおり認定されました。

日程第7、議案第67号、令和3年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 国民健康保険特別勘定に反対をいたします。

歳入歳出の総額が9億1,797万2,429円、当初予算よりも365万4,000円増額となり、収支差額は4,180万9,261円で、令和2年度よりも3,000万円あまり増えています。不納欠損が598万2,985円、落としていても10年前の国保税滞納者が2名、その後10年間で50名の方々がおります。その人たちの中には、窓口100%負担の資格証明書の発行が11世帯、家族数で14名になっています。この家族の人たちは、病院に行きたくとも我慢しているのではないのでしょうか。短期保険証の発行世帯は30世帯、家族で52人です。指定された期日まで滞納金の内金数千円を払って資格証明書にならないよう、ハラハラしながら病院に通っていることと思います。資格証明書予備軍です。滞納のきっかけは、失業して協会けんぽから離れて自動的に国保に入る際、働いていた時の税申告で保険料が決まりますので、失業したことから払えないでいたのが始まりの例が多いのではないのでしょうか。減免措置があることをもっと周知すべきです。資格証明書の発行は、憲法で保障している健康で健やかに生活する権利が奪われています。滞納5年以降は不納欠損を行い、生活保護から復帰して働くことができた場合でも、生保基準ぎりぎりの滞納者には滞納処分を執行することが必要です。

以上のことから反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものであります。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第67号は原案のとおり認定されました。

日程第8、議案第68号、令和3年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 介護保険事業特別会計に反対をいたします。

歳入歳出の総額は113億9,077万2,000円で、当初予算よりも2,522万9,000円増額されています。支出決算額は1億1,431万9,419円で、令和2年度の倍になっています。よって、以下のことが活用できる金額ではないでしょうか。

年金年1万5,000円未満の年金者の普通支払いの未納があります。現年度12人、繰越滞納者は40人です。口座引き落としができないことから、家族が納付書で納めることが困難な世帯でしょう。せめてささいなことですが、この人たちの督促状は加算しないでほしいと思います。

在宅介護の介護用品、紙おむつ等は、96人に月1人当たり3万4,056円支払われています。紙おむつについては、おむつ券を1年分配布してほしいという要望が出されたことを一般質問しました。多少加算が含まれますが、十分利用できると思っております。

また、ショートステイは、介護度によりますが1週間、月2回、10日間を月2回、働く家族にとっては安心して生活できます。決算でもショートステイが増えています。しかし、ショートステイの食費負担が全て住民税非課税世帯が1.5倍から2倍に増えました。数年来、ショートステイを続けている私の近所の方も高くなったと嘆いています。年金収入80万円以下の場合、施設入所の負担は年6万6,000円も一気に増えました。あちこちで悲鳴が上がっています。兄弟でお金を出し合ってきたとか、息子が年金暮らしになり、母親の年金不足でもうカバーできない。広域の老人ホームの職員の話では、グループホームの費用が高くなって払えなくて退所する人が出ているという相談を2件受けたと言われております。滞納者が介護保険のサービスを受けられないということのないよう、減免措置が必要であれば実施するべきです。介護保険の基金を利用して値上がりした部屋代や食事代の援助をしないと、利用者も介護施設も減少して運営が困難になるのではないのでしょうか。

以上の施策を求めて反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものであります。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第68号は原案のとおり認定されました。

日程第9、議案第69号、令和3年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 後期高齢者医療制度の保険に反対をいたします。

この制度は、今後75歳以上の人が増えるからと医療費負担を2割に上げる計画があります。間もなく始まります。議会では、この件について反対の陳情を国に上げています。運営委員会は各自治体の首長さんがほとんどです。秋田県の8割の市町村が反対の陳情を国へ上げて、運営委員会で話し合われているか疑問です。それぞれの住民の大変さが伝わっているのでしょうか。

収支報告は一般的に分かりにくいものです。基金は天文学な数字になっています。健康寿命を延ばすためにも、1割負担にして早期発見・早期治療を行うべきです。また、国保税のような減免制度は非常に難しく、ないに等しいものです。サービスも健診があるだけのようなものです。

以上のことから反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、これで討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第69号は原案のとおり認定されました。

日程第10、議案第70号、令和3年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 沢目財産区の特別会計に反対をいたします。

土地貸付の風力発電の貸付に反対をいたします。一旦貸付料は町に95%、沢目財産区に入ります。よって、町にもこのことについて責任があります。当局は業者に責任転嫁をしていることが問題です。峰浜地域の地中に埋められた電圧は、数万kWが海岸から集約されたもので、広域農道を走っている風力専用の電柱に流れています。その間の地中付近には高圧電磁波が流れています。健康被害や風車回転時の周波数の被害が農作業者に出てくるのが考えられます。このようなことを住民説明なしに、町は被害が起こることを周知しないまま、次の風力発電に進もうとしています。由利本荘では健康被害、潟上市では電波被害が出ています。

当局はガイドラインを作成しましたが、非常にあいまいなものです。何ら規制がなく、自治会ごとにバラバラに説明してこれでよしとしたら、町全体が風力発電でいっぱいになってしまいます。このようなことはあってはなりません。

以上のことから反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第70号は原案のとおり認定されました。

お諮りします。日程第11、議案第71号、令和3年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第72号、令和3年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、議案第73号、令和3年度八峰町簡易水道事業会計決算認定について、日程第14、議案第74号、令和3年度八峰町下水道事業会計決算認定については、八峰町議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、日程第11、議案第71号、令和3年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定についてから日程第14、議案第74号、令和3年度八峰町下水道事業会計決算認定については、一括議題とすることに決定しました。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第71号から議案第74号を一括して採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものであります。お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第71号から議案第74号は原案のとおり認定されました。

以上、令和3年度決算認定に関わる議案については全て認定されました。

日程第15、議案第77号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長(石嶋勝比古君) 議案第77号をご説明いたします。

議案第77号、工事請負契約の締結について。

令和4年6月1日に指名競争入札に付した、神陣橋橋梁補修工事について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的 神陣橋橋梁補修工事

契約金額 変更前 4,807万円

変更後 5,249万9,700円

契約の相手方 秋田県山本郡八峰町峰浜塙字豊後長根141-1

株式会社 嶋田建設

代表取締役 太田治彦

支出項目 令和4年度一般会計

8款 土木費

2 項 道路橋梁費

3 目 橋梁維持費

令和4年9月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためであります。

変更理由については、別添の資料でご説明いたします。

議案第77号の説明資料です。

神陣橋橋梁補修工事 変更契約。

当初予定価格4,904万9,000円、当初の契約額4,807万円、請負額の割合が98%でした。

これに対して変更ですが、5,357万円の予定価格に対して契約額が5,249万9,700円となります。442万9,700円の増額であります。

次に変更理由です。工種では4工種あります。

塗膜除去工。橋桁である鋼材を再塗装するにあたり、既存の塗膜をサンドブラスト、研磨材ですが、で削り取った後の廃材が、塗膜に含まれている物質が産業廃棄物となるため、砂そのものを全体として産業廃棄物として処分することが求められているため追加するものです。

断面補修工です。橋台及び橋脚のコンクリートはつり作業を行う中で想定以上の劣化が確認され、断面補修の範囲及びボリュームを増やすこととします。

3つ目、排水管修繕工。橋面の排水を処理する縦どい鋼管の端部が著しく腐食しているため、8カ所ある排水管の修繕を行うものです。

4つ目は減額です。仮締切排水工。仮設計画を再検討した結果、仮設の締め切りによる排水ポンプの運転を要せずに施工が可能であることから運転日数を減らすものであります。

工期については、当初の令和4年6月17日から令和4年10月31日までで変更はございません。

昨日現在の進捗率は約55%であります。

その他の図面や写真については、次ページ以降に載せておりますのでご確認いただきたいと思います。

説明は以上です。内容をご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第77号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） ちょっと分からないので質問いたします。

予定額よりも増えたその原因は、発掘といいますか、土砂のその廃棄物処理のお金が嵩んだということですがけれども、これは産業廃棄物として処理しなければならないものなんでしょうか。産業廃棄物になるということは何か悪いものでも入っていたのかなど、そういうことも考えてしまいますけれども、中に悪いものは入っていなかったんですよね。と教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） ただいまの廃棄物についてご説明いたします。

砂そのものでは普通の土砂類に該当しますが、吹き付けして塗装を剥ぐわけですから、その剥いだ塗装が砂に混ざってしまうわけで、それが分けて搬出することができないので、砂と一部塗料が混ざったものを処分するということで産業廃棄物としています。

その塗料の成分ですが、これは事前に調査が必要で、これに対する調査によってある程度有害物質、特に鉛等が入っていれば、また産業廃棄物以上の処理が必要ですが、今回はその成分がそれまで数値が高くないので産業廃棄物で取り扱えるということでございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） これ設計管理業者もし入ってたら、設計管理の中でこの状況というのが把握できなかったのか。今回初めて設計業者を交えて分かったことなのかね。そこいら辺の報告とですね、こういう事例が今までも何回もあるのかどうか。その辺お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 一つ確認させていただきますけれども、設計に対する考え

方ですけども、この今、見上議員がお話しされた部分に関してでよろしいでしょうか。

○11番（山本優人君） 全部。

○建設課長（石嶋勝比古君） 全部ということですか。

はい。まず最初に1つ目については、当初、成分の確認はしておりましたけれども、最終的な成分確認は業者さんが決まってから検査をして行うものでございます。したがって、それによって今回その産業廃棄物で対応可能ということで判断されましたので、こういう形になりました。

その他についても設計では見込んで、項目的には見込んでおりましたけれども、現場に入ってから、例えば現場、2つ目の断面補修工というのは、実際はつってみないとどれぐらいの深さまで浮きが出てるとか、場所によって違いますので、この辺がはつった状況、腐食状況が進んでいけば多くはつらなければいけないというところが当初よりも多く施工する中で確認されたということで増えております。ただ、最後の4つ目については、当初あくまでも計画で仮設工をみていましたけれども、業者さんと詳細に仮設計画を積み上げた場合に、この排水の日数が少なくて済むと判断されましたので、ここは減工した形でございます。

以上です。

あともう一つ、これまでもこういうことがありましたかということですけども、それぞれの橋についてやはり劣化状況が違いますので、橋ごとに多少なりともこういう状況は生じておりますので、その段階でそれぞれの工事は変更を行っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は原案のとおり可

決されました。

日程第16、発議第6号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。

説明、質疑を終略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより発議第6号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第17、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、八峰町議会会議規則第74条の規定により、次期議会の会期日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第18、常任委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

各常任委員長から、八峰町議会委員会条例第2条に規定する所掌事項について、八峰町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご

異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のとおりに、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和4年9月八峰町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

午前11時31分 閉 会

